

新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の令和6年 4月以降の対応について

県では、新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の対応について、国が示した方針等を踏まえ、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1 令和6年3月末で終了する取組

- (1)医療提供体制
 - ・新型コロナの診療を行う外来対応医療機関の指定・公表を終了し、通常の医療提供体制へ移行します。
 - ・<u>新型コロナに対応する病床の確保を終了</u>し、確保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行します。

(2)医療費支援

- ・新型コロナ治療薬の費用及び入院医療費に対する支援は終了し、医療費の自己負担割合に応じた通常の窓口負担となります。
- ※他の疾病と同様に、医療保険における高額療養費制度は適用され、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

(3)相談窓口

- ・体調悪化時の相談対応や受診可能な医療機関を紹介する<u>相談窓口「新型コロナウイル</u>ス感染症専用ダイヤル」(コールセンター)を終了します。
- (4) 高齢者施設等における対応
 - ・陽性者発生後の周囲の方や従事者に対する行政検査を終了します。
 - ・入所者が感染した際の<u>施設内での療養に対する補助</u>、利用者又は職員に感染者が発生した場合等における<u>かかり増し経費の補助を終了</u>します。

2 令和6年4月以降も継続する取組

- (1)ワクチン接種
 - ・<u>年に1回の定期接種に変更</u>され、季節性インフルエンザの定期接種と同様に65歳以上の方等が対象者となり、接種費用は原則自己負担が発生します。



(2)サーベイランス

- ・他の定点把握対象の感染症と同様に、定点医療機関による週次の発生動向の把握・公表を継続します。
- ・変異株サーベイランス、下水疫学調査による発生動向の把握を継続します。
- (3) 罹患後症状対応
 - 新型コロナの罹患後症状に対応している医療機関の登録・公表を継続します。
- (4) 新型コロナ関係情報の公表
 - ・発信する情報を見直した上で、他の感染症と同様に必要な情報の発信を継続します。

3 その他(詳細の閲覧)

詳細については、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の令和6年4月以降の対応について」をご覧ください。

問合せ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

感染症対策企画担当課長中山電話045-285-0559感染症対策企画グループ角田電話045-210-4791



別紙

新型コロナウイルス感染症に係る神奈川県の令和6年4月以降の対応について

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 2024年3月7日

新型コロナウイルス感染症に関する特例措置の基本的な考え方



医療提供体制等

通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制へ段階的に移行

感染拡大

R5.5/8 (5類移行)



検証

10/1

感染拡大



検証

R6.4/1

新たな体系に向けた取組の実施

取組の見直し・重点化

新たな体系の実施

- ○幅広い医療機関による自律的な 通常の対応への移行
 - ・冬の感染拡大に先立ち、対応 医療機関の維持・拡大を促進 (外来の拡大、軽症等の入院患 者の受入)
- ○冬の感染拡大に備えた重点的・ 集中的な入院体制の確保等
 - ・確保病床の重点化 (重症・中等症Ⅱ、感染拡大の 状況に応じた対応)
 - ・診療報酬特例、高齢者施設等への支援見直し・継続

診療報酬 介護報酬 同時改定

- ○通常の対応へ完全移行
 - ・確保病床に依らない形での体制
 - 新たな報酬体系 (恒常的な感染症対応へ の見直し)

(令和6年3月5日厚生労働省公表)

1 医療提供体制



令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定を踏まえ、新型コロナ対応を 組み込んだ通常の医療提供体制に完全移行

外来医療体制

令和6年3月まで

- ○発熱等の患者が診療を受けやすいよう**外来対応医療機関を指定・公表**
- ○設備整備や個人防護具の確保などの**補助対象範囲 の見直しを行った上で支援**

入院医療体制

令和6年3月まで

- 〇県内全病院で対応することを目指し、新たな医療 機関による入院患者受入れを推進
- ○病床確保料については、対象を中等症 II 以上とし、 **国が示す感染状況に応じた段階・即応病床数の目安 に応じて支給**
- ○設備整備や個人防護具の確保などの**補助対象範囲 の見直しを行った上で支援**

令和6年4月以降の対応

- ○**外来対応医療機関の指定・公表を終了**し、通常の 医療提供体制へ移行
- ○国の交付金による支援の終了に伴い、**県の補助も** 終了

令和6年4月以降の対応

- ○**確保病床によらない形で入院患者を受け入れ**る通常の医療提供体制へ移行
- ○国の病床確保料の廃止に伴い、県の補助も終了
- ○国の交付金による支援の終了に伴い、**県の補助も** 終了

2 医療費支援



公費支援を終了し、医療費の自己負担割合に応じた、通常に窓口負担に変更

令和6年3月まで

【治療薬】

○一定の自己負担を求めつつ公費支援

(医療費の自己負担割合が3割の方は9,000円、2割の方者は6,000円、1割の方は3,000円を負担)

【入院医療費】

○高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を

1万円に見直した上で公費支援

令和6年4月以降の対応

【治療薬】

○**公費支援を終了**し、医療費の自己負担割合に応じた窓口負担に変更

【入院医療費】

○高額療養費制度の自己負担限度額に係る支援を終了し、医療費の自己負担割合に応じた窓口負担に変更(高額療養費制度は適用され、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱い)

3 相談窓口



他の感染症と同様の取扱いとして、体調悪化時の相談対応や受診可能な医療機関の紹介する相談窓口 を終了

令和6年3月まで

○新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルにより、 体調悪化時の相談対応や受診可能な医療機関を紹介

令和6年4月以降の対応

○新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルを終了 (令和6年3月31日(日)22:00まで)

<体調悪化時の相談>

- ・かかりつけ医や近隣の医療機関などに直接 お問合せ
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症電話相 談窓口:0120-565653(9:00~21:00)
- ・緊急を要する症状で救急車が必要な場合:119番

<受診可能な医療機関の検索>

- ・かかりつけ医や近隣の医療機関などに直接 お問合せ
- ※近隣の医療機関などを探したい場合は、 厚生労働省の医療情報ネットで検索

4 高齢者施設等における対応



令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定を踏まえ、施設において必要 な感染対策、医療機関との連携等を強化

令和6年3月まで

- ○保健所において**重点的に感染対策指導**
- 〇保健所の判断により**陽性者発生後の周囲の方や従**
- 事者へ行政検査
- ○国要綱に基づき**施設内療養に対して補助**
- ○利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけ
- るかかり増し経費を補助

令和6年4月以降の対応

- 〇他の感染症と同様に、保健所において適宜感染対 策指導を実施
- ○陽性者発生後の周囲の方や従事者に対する行政検 査を終了
- ○国による補助の終了に伴い、施設内療養に対する **県の補助も終了**
- ○国による補助の終了に伴い、かかり増し経費に係る**県の補助も終了**

<令和6年度介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定の内容>

- ・新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- ・新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- ・新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- ・新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等、障害者支援施設等の評価
 - > 医療機関と連携を強化し、施設の恒常的な感染対策に係る取組を強化

5 継続する取組



新型コロナの予防・まん延防止、罹患後症状対応に必要な取組を継続

ワクチン接種

令和6年3月まで

- ○特例臨時接種として、秋冬に1回接種を実施、高齢者等はさらに春夏に1回接種を実施
- ○新型コロナワクチン接種後の副反応に係る相談へ の対応

サーベイランス

令和6年3月まで

- ○他の定点把握対象の感染症と同様に、定点医療機関による**週次の発生動向把握・公表**
- ○変異株サーベイランス、下水疫学調査による発生 動向把握

罹患後症状対応

令和6年3月まで

〇コロナ罹患後症状に対応している**医療機関(一次 受け医療機関)の登録・公表**

令和6年4月以降の対応

〇年に1回の**定期接種化**(B類に位置付け)**(秋冬接種)** 対象者は季節性インフルエンザの定期接種と同様に 65歳以上等の方で、接種費用は原則自己負担が発生 〇同左

令和6年4月以降の対応

- 〇同左
- 〇同左

令和6年4月以降の対応

〇同左

6 新型コロナ関係情報の公表



発信する情報を見直した上で、他の感染症と同様に必要な情報を適宜発信

令和6年3月まで

[HP]

- ○新型コロナウイルス感染症対策ポータルで新型コ
- ロナに係る様々な情報発信を実施
- ○**モニタリング情報**として定点当たり患者数及び入院患者数を公表(週1)

【LINE新型コロナパーソナルサポート】

- ○定点当たり患者数を配信(週1)
- ○その他感染症に係る情報を随時配信

令和6年4月以降の対応

[HP]

○**感染症対策のHP**内で4月以降の対応や感染時の すごし方等について情報発信

(新型コロナウイルス感染症対策ポータルは廃止) 〇**モニタリング情報は廃止**し、定点当たり患者数は 衛生研究所 H P で调次で公表

【LINE新型コロナパーソナルサポート】

○定点当たりの患者数の配信(週1)は終了し、衛生研究所HPで週次で公表

〇同左